

独立行政法人家畜改良センター令和2年度計画

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等

(1) 全国的な改良の推進

ア 改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊の各畜種について、全国的な改良を効率的に推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を1回以上開催する。その際、中立・公平な立場から全国的な規模で行う家畜の遺伝的能力評価結果等も踏まえ、積極的に指導的役割を果たす。

併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫する。

なお、肉用牛においては、全国的な改良に関する会議の検討結果を踏まえ、広域的な後代検定により選定された種雄牛について、都道府県間の利用を推進するため、精液配布計画の作成等を行う。

イ 我が国における家畜等の改良の方向性に沿った家畜改良センター（以下「センター」という。）の業務のあり方について、都道府県、関係団体、生産者等と意見・情報交換を行い、センターは、都道府県や民間では技術面やコスト面から取り組むことが難しい高度な技術を活用した優良な種畜・種きん等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進する。

加えて、関係団体等が開催する改良に関する各種会議に積極的に参画する。

(2) 遺伝的能力評価の実施

ア 遺伝的能力評価の実施

(ア) 乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質等について遺伝的能力評価を行い、遺伝的能力に関する情報を品種ごとに年2回以上公表するとともに、国際評価機関から得られたホルスタイン

ン種海外種雄牛の遺伝的能力に関する情報を年3回公表する。

さらに、ホルスタイン種のゲノミック評価について、関係機関からの要請に応じ評価を実施し、関係機関に遺伝的能力評価値を提供する。

(イ) 黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種の産肉形質等について遺伝的能力評価を行い、その結果や遺伝的趨勢を品種ごとに年1回公表する。

また、肉用牛枝肉情報全国データベースを用いて収集した枝肉情報を分析し、改良の基礎情報として関係機関に提供する。

さらに、平成29年度から関係道県等との共同研究により着手した黒毛和種及び褐毛和種（熊本系）のゲノミック評価について、関係機関から一塩基多型（以下「SNP」という。）情報、枝肉情報の提供を受けて評価を実施し、関係道県等ごとにその評価結果を提供する。

(ウ) バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の産肉形質等について遺伝的能力評価を行い、その結果や遺伝的趨勢を年4回公表する。

イ 遺伝的能力評価手法の改善

(ア) 乳用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法の改善に取り組む。

(イ) 肉用牛について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、遺伝的能力評価手法の改善等に取り組むほか、繁殖性等についてSNP情報の収集状況を踏まえつつ、令和元年度に開発した新たな遺伝的能力評価手法の利用について検討する。

(ウ) 豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催するなどにより学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、優良な改良素材を効率的かつ効果的

に利用することができる改良体制の構築の推進に対応した遺伝的能力評価手法の改善に取り組む。

(3) 種畜検査の実施

ア 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して、種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。

イ 種畜検査を的確に実施するため、職員に対する種畜検査講習会を1回以上実施し、種畜検査員を100名以上確保するとともに、種畜検査員から照会があった場合には、センター本所が速やかに対応する。また、農林水産省からの要請に応じて、遺伝資源の管理状況等に関する調査に協力する。

(4) 飼養管理の改善等への取組

ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援

肉用牛繁殖雌牛の増頭対策を支援するため、代謝プロファイルテストを用いた繁殖雌牛の適正な飼養・栄養管理、肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術及び生産コスト低減と飼料自給率の向上に資する放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会を各1回計3回以上開催する。

なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

イ 生乳生産基盤強化対策の支援

生乳生産基盤強化対策を支援するため、農場HACCP認証及び畜産GAP認証農場である岩手牧場における取組を踏まえた高度な農場管理技術及び乳用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会を各1回計2回以上開催する。また、労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット及び哺乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術等に関する情報を収集し、搾乳ロボットに適した後継牛生産などの高泌乳能力牛における搾乳ロボット及び哺乳ロボットの活用

の際の留意点等の情報発信を行う。

なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組

(ア) 会議への出席等により国内外における家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の検査技術等に関する情報を収集し、防疫対策の見直しに活用する。

(イ) 新冠牧場におけるヨーネ病の清浄化を図るため、P D C Aサイクルに基づく的確な牛舎の消毒、飼養環境改善等の防疫対策に取り組む。

(ウ) 各牧場・支場において重点項目に係る防疫対策の自己点検を行い、P D C Aサイクルに基づく防疫対策の強化を行う。

(エ) これまでの取組や国内の家畜伝染性疾病発生状況を踏まえて家畜伝染性疾病の発生の予防や検査に関する年度計画を作成し、計画的に防疫業務を実施する。

(オ) 国や都道府県が行う防疫演習への参加又は協力の依頼があった場合には、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。

(カ) 国や大学等が行う調査・研究への協力等の要請があった場合には、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に協力する。

(キ) センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策の徹底の取組等、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、センターホームページや研修、会議等を活用して、情報の提供を行う。

エ その他

(ア) 馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。

家畜人工授精師免許の取得に係る講習会は、馬について開催し、

質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、修了試験の合格率が80%以上となるよう取り組む。

(イ) 関係機関等と連携し、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等について、1回開催する。

2 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等

(1) 種畜・種きん等の生産・供給

国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に作出するため、乳用牛、肉用牛及び豚について、多様な育種素材、SNP検査等で得られた有用な遺伝子情報、遺伝的能力評価技術、高度な繁殖技術等を活用しながら、種畜を生産し、農家への種畜供給を行う都道府県及び民間にこれを供給するとともに、鶏について、SNP検査等で得られた有用な遺伝子情報等を活用しながら、産肉性及び産卵性を重視した種きん等の生産を行い、都道府県及び民間による国産種鶏供給を支援するほか、都道府県及び民間による種畜供給が限られる農用馬については、けん引能力を重視した種畜生産・供給を行うこととし、次の取組を行う。

ア 乳用牛

(ア) ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用しながら、優良な牛群を整備するとともに、候補種雄牛を作出するためのドナーの集合検定を実施する。

(イ) ホルスタイン種について、上記の取組を通じて、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量60kg/年、乳脂肪1.8kg/年、無脂乳固形分5.0kg/年、乳蛋白1.6kg/年（平成26年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、ゲノミック評価値を活

用し、新冠牧場におけるヨーネ病の清浄化対策を踏まえつつ、概ね30頭程度作出するとともに、後代検定候補種雄牛について適切な飼養管理を行う。

イ 肉用牛

(ア) 黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。なお、新たに導入する雌牛については、繁殖性等の能力に関する調査を行う。

(イ) 黒毛和種について、候補種雄牛を作出するため、有用なSNP情報や、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用するとともに、直接検定を実施し、遺伝的多性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛を概ね30頭作出する。

(ウ) 黒毛和種について、飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、肥育牛における飼料利用性等に係る形質データを収集するとともに、学識経験者等の参画を得て検討会を開催するなどにより、検定手法の開発に向けた検討を行う。

また、蓄積された飼料利用性等に係る形質データをとりまとめ、種雄牛ごとの特徴の違い等について検討を行う。

(エ) 褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多性の確保に配慮しつつ、直接検定を行い、候補種雄牛を1頭以上作出する。

ウ 豚

(ア) 雄系デュロック種について、肉質を考慮しつつ、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる増体性に優れた種豚群を作出する。

また、産肉能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行うとともに、調査豚においてPMS（豚肉脂肪交雑基準）を調査する。

(イ) 雌系ランドレース種について、肉質を考慮しつつ、1腹当たり育成頭数が概ね11頭となる繁殖性に優れた種豚群を作出する。

なお、繁殖能力と遺伝子情報との関連性を調査・解析するための採材を行うとともに、調査豚においてPMSを調査する。

また、雌系大ヨークシャー種について、第3中期目標期間において造成した繁殖性に優れた種豚群（1腹当たり育成頭数は概ね10.5頭）を繁殖性に関係する遺伝子情報等を活用しながら維持しつつ、種豚等を供給する。

なお、調査豚においてPMSを調査する。

エ 鶏

(ア) 国産鶏種（卵用鶏）のうち、卵用の横斑プリマスロック種（XS系統）について、後期産卵率の推定育種価が概ね2%改善された種鶏の選抜を行う。

また、ロードアイランドレッド種（YA系統）について、産卵率等主要形質の改良を考慮しつつ卵殻強度の推定育種価を高めるため、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行う。

(イ) 国産鶏種（肉用鶏）のうち、肉用の白色コーニッシュ種（60系統）について、4週齢時体重の推定育種価が概ね50g改善された種鶏の選抜を行う。

また、白色プリマスロック種（30系統）について、産卵率（31～35週齢）の推定育種価が概ね2%改善された種鶏の選抜を行うとともに、白色プリマスロック種（1330系統）について、産肉性等を改善するため、新たな系統の造成に向けた選抜、交配を行う。

(ウ) 国産鶏種に関する組合せ検定について、概ね4組実施する。

オ 馬

(ア) 純粋種農用馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、多様な育種素材を活用し、遺伝的多様性の確保に係る種雄馬を生産するため、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行う。

(イ) 純粋種農用馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を概ね6頭作出する。

カ 育種素材のリスク分散への取組

家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないよう、次の取組を行う。

- (ア) ホルスタイン種について、リスク分散のため主要な系統を、原則として新冠牧場及び岩手牧場の2牧場でけい養を行う。ただし、新冠牧場におけるヨーネ病の清浄化対策を踏まえ、本所を活用する。
- (イ) 黒毛和種について、リスク分散のため主要な系統を、原則として十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場の4牧場でけい養を行う。
- (ウ) 豚について、リスク分散のため主要な品種を、原則として茨城牧場及び宮崎牧場の2牧場でけい養を行う。また、リスク分散を強化するため、凍結胚を作成する。
- (エ) 鶏について、リスク分散のため主要な国産鶏種を、原則として岡崎牧場及び兵庫牧場の2牧場でけい養を行う。また、リスク分散を強化するため、凍結精液を作成する。

(2) 6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等

国内での種畜の供給体制が脆弱な家畜等について、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間から育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請に、できる限り対応するため、次の取組を行う。

ア めん山羊

めん山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持する。

イ 日本短角種

日本短角種（王将系、蓋世系、雲豊系、春梅系及び南富系）について、系統保有状況について都道府県等と意見・情報交換を行い、必要に応じて系統数を見直しつつ維持するとともに、凍結胚を確保する。

ウ 豚、鶏

豚について、特色ある品種である現有の中ヨークシャー種及び梅山豚を維持する。

鶏について、特色ある品種・系統である軍鶏、合成軍鶏、横斑プリマスロック種、烏骨鶏及びアロウカナ種等を維持する。

エ 技術的支援

上記の家畜等について、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間から育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請があった場合には、できる限り対応する。

(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用

ア 家畜遺伝資源の保存

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の保存に取り組む。

イ 多様な遺伝資源の活用

黒毛和種について、近交係数の高まりを抑制する種畜生産を行うため、遺伝資源の探索を行い、基礎となる4系統群・5希少系統に係る多様な育種素材を導入し、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。また、当該牛群を活用し、遺伝的多様性の確保に必要な系統の維持に係る候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に取り組む。（再掲）

3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等

(1) 飼料作物種苗の生産・供給

ア 飼料作物種苗の増殖

飼料作物種苗について、職員への技術研修等により栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図りつつ、OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づく要件に適合し、高品質な種苗の増殖を行い、配布する。

また、飼料作物種苗の生産対象品種・系統について、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を行い、新品種の普及見込みや既存品種の各地域における利用状況を踏まえつつ、概ね95品種・系統とする。

イ 飼料用稲種子の生産

飼料用稲種子について、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ需要に応じた生産を行うこととし、概ね6品種以上を生産対象とする。

(2) 飼料作物優良品種の普及支援

ア 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術に加え、種子検査技術等について、関係機関等と連携しつつ、講習会の開催等を概ね2回行うとともに、20か所程度の実証展示場の設置及び設置への協力を行う。

イ 優良品種に係るデータの収集・提供

精密データの測定手法等の高度な技術の維持を図るとともに、その技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、育成機関と実施系統の調整を行い、地域適応性等検定試験を実施し、優良品種に係るデータベースを更新して概ね600品種のデータを都道府県等に提供する。

(3) 飼料作物の遺伝資源の保存

農研機構が行うジーンバンク事業に協力し、飼料作物の遺伝資源について、栄養体保存等に取り組む。

4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査

(1) 飼料作物の種苗の検査

O E C D 品種証明制度等に基づく海外増殖用等の飼料作物の種苗の検査（ほ場検定、種子検定及び事後検定）を的確に行い、合格したものについて証明書を発行する。

(2) 認定ステータスの維持

種苗の検査に係るマネジメントレビュー、技能試験、内部監査等の品質管理活動を実施するとともに、I S T A（国際種子検査協会）の査察に的確に対応し、I S T A 認定検査所としての認定ステータスを維持する。

5 調査・研究及び講習・指導

(1) 調査・研究

ア 有用形質関連遺伝子等の解析

(ア) 乳用牛

ホルスタイン種の繁殖性について、概ね1,000頭の収集データを

用いて遺伝子解析情報との関連性を調査・解析し、改良への利用を検討する。

(イ) 肉用牛

概ね 200 頭の理化学特性データを用いて黒毛和種の牛肉の食味と遺伝子解析情報との関連性を調査し、牛肉食味改良への利用を検討する。また、飼料利用性に関するデータを有する概ね 400 頭の SNP 情報に基づき、飼料利用性に関連する遺伝子領域を探索する。

(ウ) 豚

ランドレース種における繁殖能力と遺伝子情報及びデュロック種における産肉能力と遺伝子情報との関連性について、それぞれ概ね 600 頭及び概ね 900 頭の収集データを用いて調査・解析し、関連する遺伝子領域を探索する。

(エ) 鶏

概ね 2,000 羽の収集データを用いて、軍鶏系種における羽色と遺伝子型との関連解析を行い、羽色に関連する遺伝子型を探索するとともに、経済形質との関連を検討する。

イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

官能評価等を継続し、食味の評価指標を検証する。

また、食肉成分の簡易測定装置による測定等を実施し、検量線の検証を行い、食味に関連する簡易な分析方法を開発する。

これらの結果を踏まえ、家畜の選抜への利用について検討する。

さらに、外国人の黒毛和種牛肉に対する嗜好性についての調査結果を踏まえ、成果の発信に取り組む。

ウ 豚の胚移植技術の開発

(ア) ガラス化胚の融解方法の調査・検討

令和元年度までに確立したガラス化胚の融解方法及び保温方法を用いて、受胎性の低い厳冬期における受胎性を調査する。

(イ) 非外科的移植器具の試作・調査

これまで開発した非外科的移植技術を用い、より効率的に豚生産が可能となるよう新たな受胚豚の発情同期化方法の開発に取り組む。

エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発

(ア) 短期肥育技術の開発

出荷月齢 24～26 か月齢において、枝肉重量を概ね 480kg 以上とする短期肥育技術を開発する。また、肉質の特性評価を行い、消費者や食肉流通業者の短期肥育に対する理解醸成のための情報提供を行う。

(イ) 子牛の早期離乳プログラムの開発

1 年 1 産の実現に向けた子牛の飼養技術の改善を行い、8 か月齢時の体重を概ね 270kg 以上とする子牛の早期離乳プログラムを開発する。

(ウ) 短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証

出荷月齢 24～26 か月齢とした場合の肥育期間の短縮による牛肉の生産コストを調査し、一般的な肥育方法に比べて生産費が低減されることを実証する。

オ 放射性セシウム低減技術等の開発

(ア) 放射性セシウムの移行・吸収調査

牛生体内の放射性セシウムの減衰期間に基づく清浄な飼料による「飼い直し」期間の設定について取りまとめる。

(イ) 放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査

令和元年度までに播種した放射性セシウムを吸収しにくい草種について圃場での特性調査を行い、放射性セシウムを吸収しにくい草種の特性を取りまとめる。

(2) 講習・指導

ア 中央畜産技術研修会の開催

農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を開催する。

なお、研修内容に関するアンケート調査を実施し、農林水産省と連携して、講師の選定やカリキュラムの工夫などにより、研修内容の充実化や講習内容の理解度の向上に努め、理解度が 80% 以上となるよう取り組む。

イ 個別研修、海外技術協力等の実施

都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修、海外技術協力の研修等の研修について、可能な限り実施する。

なお、研修の内容については依頼先からの要請に基づき対応し実施するものとし、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解し易いよう講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

6 家畜改良増殖法等に基づく検査

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

ア 立入検査等の実施

家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。

イ 検査員の確保

農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施し、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

ア 指定種苗の集取及び検査の実施

種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。

イ 検査員の確保

農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、検査員の確保のための職員に対する講習を1回以上実施し、検査員の技能の向上を図り、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保する。

(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等

ア 立入検査等の実施

カルタヘナ法第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を農林水産大臣に報告する。

イ 検査員の確保

農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、検査員の確保のための職員に対する講習を 1 回以上実施し、検査員の技能の向上を図り、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保する。

7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

ア 牛の管理者等からの届出を受理し、チェックを行い、牛個体識別台帳に記録、保存する事務を的確に行う。

イ 牛トレーサビリティ法第 5 条第 2 項の規定に基づく申出及び農林水産大臣からの職権の通知を受け、記録の修正・取消に関する事務を的確に実施する。

ウ 牛トレーサビリティ法第 6 条に基づく公表事項について、記録後速やかにインターネットを用いて公表する事務を的確に実施する。

エ 出生又は輸入の届出のあった牛について、個体識別番号を決定し、牛の管理者等に通知する事務を的確に実施する。

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

ア 生産者、流通業者等に対し、アンケート調査や聞き取り調査等を実施する。

イ 利用者の利便性等を高めるため、ニーズ等を踏まえた中長期的な計画に基づいて開発・改修等を行う。なお、実施に当たっては、情報セキュリティ対策を一層強化する。

(3) 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索への対応

国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省からの緊急検索依頼に対し速やかに必要な情報の抽出、提供を行うため、検索要員の確保や机上演習を行い緊急検索体制を維持する。

(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進

牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、利用者の要望に応じたデータ提供を行うとともに、「全国版畜産クラウド」の利用を推進するために関係機関と連携しつつ、データの一層の有効活用に向けた検討会を開催する。

8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援

(1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害などが発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援を行う。

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病などにより影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に対応する。

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で積極的に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、消費税引上げに伴う増加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費については、毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制を図る。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施するとともに、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。併せて、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証を行うとともに一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、少額随意契約及びセンターの行為を秘密にする必要がある契約以外の事由により随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由に該当するか否かの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、オフィス改革による労働生産性の向上や畜産における農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）手法等の活用を図ることとし、次の取組を

行う。

(1) 情報システム導入・更新時における業務の見直し

会計システム及びネットワークシステムについて、システムの運用における手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。

(2) ネット会議システムの活用による業務の効率化

ネット会議システム等を活用し、定期的に及び案件があるごとに、センター本所、牧場及び支場間のネット会議等を実施する。

(3) G A P手法等の活用による業務運営の高度化

G A P手法等を活用し、業務運営の高度化を図るため、G A Pに関する情報収集を行うとともに、その考え方を取り入れた業務運営の検討を行う。

なお、可能な牧場等にあっては、G A P認証の取得に向けた取組を進める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	家畜の視点での 基盤強化のため の家畜改良及び 飼養管理の改善 等	畜産物の需給の 変化に応じた優 良な種畜・種き ん等の生産・供 給等	飼料の視点での 基盤強化のため の飼料作物の種 苗の生産・供給 等	国内開発品種の 利用拡大に向け た飼料作物の種 苗の検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく検査	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務等	その他センター の人材・資源を 活用した外部支 援	計	法人共通	合計
収入											
前年度からの繰越金	0	1,892	14	0	9	0	17	0	1,932	0	1,932
運営費交付金	216	4,320	300	76	658	41	277	0	5,888	1,137	7,025
施設整備費補助金	0	151	0	0	0	0	0	0	151	0	151
受託収入	0	31	33	0	115	0	22	0	201	0	201
諸収入	0	1,273	11	1	31	0	1	0	1,316	18	1,334
農畜産物売払代	0	1,267	11	0	29	0	0	0	1,306	0	1,306
その他の収入	0	7	0	1	2	0	1	0	10	18	28
計	216	7,667	358	77	812	41	316	0	9,488	1,155	10,643
支出											
業務経費	100	1,879	67	8	209	16	197	0	2,475	0	2,475
うち 家畜改良関係経費	82	1,879	0	0	168	0	0	0	2,129	0	2,129
種畜検査関係経費	18	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
飼料作物種苗関係経費	0	0	67	8	14	16	0	0	104	0	104
技術の普及指導関係経費	0	0	0	0	28	0	0	0	28	0	28
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	0	197	0	197	0	197
施設整備費	0	1,544	0	0	0	0	0	0	1,544	0	1,544
受託経費	0	31	33	0	115	0	22	0	201	0	201
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	286	286
人件費	173	3,852	242	74	612	39	155	0	5,149	988	6,136
計	274	7,306	341	82	937	55	374	0	9,369	1,274	10,643

[運営費交付金算定のルール]

次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = (\text{前年度一般管理費} \times \alpha \times \gamma) + \varepsilon + (\text{前年度業務経費} \times \beta \times \gamma) + \varepsilon + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm \delta$$

α：効率化係数（97%）

β：効率化係数（99%）

γ：消費者物価係数（100.7%）

δ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

ε：消費税調整額

人件費＝基本給等＋退職手当＋労災保険料＋雇用保険料＋子ども・子育て拠出金＋共済組合負担金＋社会保険料

基本給等＝前年度の予算額（基本給＋諸手当＋超過勤務手当＋非常勤役員給与）×（1＋給与改定率）＋休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

[注記]

1 給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とした。

2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	家畜の視点での 基盤強化のため の家畜改良及び 飼養管理の改善 等	畜産物の需給の 変化に応じた優 良な種畜・種き ん等の生産・供 給等	飼料の視点での 基盤強化のため の飼料作物の種 苗の生産・供給 等	国内開発品種の 利用拡大に向け た飼料作物の種 苗の検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく検査	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務等	その他センター の人材・資源を 活用した外部支 援	計	法人共通	合計
費用の部	274	5,803	333	83	991	56	287	0	7,828	1,299	9,127
経常費用	272	5,803	333	83	991	56	287	0	7,825	1,299	9,124
人件費	173	3,357	242	74	562	39	155	0	4,603	988	5,591
業務費	74	2,162	77	8	357	16	109	0	2,802	0	2,802
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	281	281
減価償却費	25	283	14	1	72	1	23	0	420	30	450
財務費用	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	216	6,162	348	77	862	43	230	0	7,938	1,180	9,118
運営費交付金収益	216	3,772	271	76	586	41	186	0	5,148	1,137	6,285
受託収入	0	31	33	0	115	0	22	0	201	0	201
諸収入	0	1,273	11	1	31	0	1	0	1,316	18	1,334
農畜産物売払代	0	1,267	11	0	29	0	0	0	1,306	0	1,306
その他の収入	0	7	0	1	2	0	1	0	10	18	28
資産見返運営費交付金戻入	0	1,085	34	1	129	1	22	0	1,273	25	1,298
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返承継受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	▲ 58	358	15	▲ 6	▲ 129	▲ 14	▲ 57	0	110	▲ 119	▲ 9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	2	2	0	5	0	0	0	9	0	9
総利益	▲ 58	361	17	▲ 6	▲ 125	▲ 14	▲ 57	0	119	▲ 119	0

[注記]

- 1 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 2 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 3 減価償却費は、前年度から繰越した有形固定資産及び運営費交付金収入で取得見込みの50万円以上の有形固定資産の減価償却見込額を計上した。
- 4 減価償却費については、平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産の残存価格を10%（左記到達後は残存価格1円）に、平成20年4月1日以降に取得、又は取得予定の有形固定資産に係る残存価格を1円に設定し、定額法で計上した。
- 5 財務費用は、リース資産に係る支払利息額を計上した。
- 6 臨時損失及び臨時利益は、現在のところ金額が算定できないので見込んでいない。
- 7 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、前期までに自己収入財源で購入し、当期へ繰越した有形固定資産の減価償却費相当額を計上した。
- 8 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	家畜の視点での 基盤強化のため の家畜改良及び 飼養管理の改善 等	畜産物の需給の 変化に応じた優 良な種畜・種き ん等の生産・供 給等	飼料の視点での 基盤強化のため の飼料作物の種 苗の生産・供給 等	国内開発品種の 利用拡大に向け た飼料作物の種 苗の検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく検査	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務等	その他センター の人材・資源を 活用した外部支 援	計	法人共通	合計
資金支出	274	7,306	341	82	937	55	374	0	9,369	1,274	10,643
業務活動による支出	249	4,714	298	82	851	55	265	0	6,513	1,269	7,782
投資活動による支出	0	2,591	43	0	80	0	108	0	2,823	0	2,823
財務活動による支出	25	1	0	0	6	0	1	0	33	5	38
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	216	7,667	358	77	812	41	316	0	9,488	1,155	10,643
業務活動による収入	216	5,624	344	77	804	41	299	0	7,405	1,155	8,560
運営費交付金による収入	216	4,320	300	76	658	41	277	0	5,888	1,137	7,025
受託収入	0	31	33	0	115	0	22	0	201	0	201
その他の収入	0	1,273	11	1	31	0	1	0	1,316	18	1,334
投資活動による収入	0	151	0	0	0	0	0	0	151	0	151
施設整備費補助金による収入	0	151	0	0	0	0	0	0	151	0	151
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	1,892	14	0	9	0	17	0	1,932	0	1,932

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による支出は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入から有形固定資産の取得見込額及びリース資産に係る元本償還額を差し引いた額を計上した。
- 3 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設整備費補助金で取得する有形固定資産の取得見込額を計上した。
- 4 財務活動による支出は、リース資産に係る元本償還額を計上した。
- 5 業務活動による収入は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入を計上した。
- 6 投資活動による収入は、施設整備費補助金による収入を計上した。
- 7 財務活動による収入は、借入金を想定せず計上しない。
- 8 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行い、業務の進捗と予算の執行状況を勘案しつつ業務運営予算を適切な割当に反映させる、運営費交付金の収益化に加え自己収入を積極的に活用して必要な経費に充当するなどにより収支の均衡を図る。

5 業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守

平成28年度に導入した業務達成基準を適用する収益化単位の業務ごとに予算を策定するとともに、その予算と実績を適切に管理する。

一定の事業等のまとまりとして適切に設定した8のセグメントについて、セグメント情報を開示する。

6 自己収入の確保

(1) 自己収入の確保

事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努める。

また、自己収入の増加が見込まれる場合には、中期目標に定められた事業を確実に実施するとともに、情報セキュリティの強化、優秀な人材の確保等、センターの体質強化につながるよう、適切な対応を行う。

(2) 適切な配布価格の設定

家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の配布価格及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。その際、生産コストについては、人件費、資材費、消耗品費等の費目別に把握するよう努めるとともに、資材費、消耗品費の抑制等によりコスト縮減に努めるものとする。

7 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理

局長通知)に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、保有資産利用状況を調査して、保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

第4 短期借入金の限度額

10億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。

第8 その他業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。

ア 監事監査体制の強化

監事の補助職員を2名配置した体制を継続する。

イ 役員会の開催等

(ア) 理事長のリーダーシップの下、適切なガバナンスを確保するため、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告するとともに、必要に応じて役員意見交換会、場長会議、業務検討会等を開催する。

(イ) センター本所、牧場及び支場間のコミュニケーションの改善を図るため、ネット会議システム等を活用し、ネット会議等を実施する。

ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化

eラーニングシステムを活用した法令遵守に係る職員教育を実施する。併せて、職員研修の機会を活用して、コンプライアンスについての研修を実施する。

エ 業務の進行管理

(ア) 行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。

(イ) 業務の進捗状況について四半期毎に取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、必要に応じて措置を講じるなど、的確な業務の進行管理を行う。

オ リスク管理と迅速な対応

(ア) センターの業務の円滑な実施を阻害する危機が発生した際に迅速かつ的確な対応を図ることができるよう、リスク管理に係る規程に基づき策定したセンター全体のリスク管理対応計画等に沿って、リスクの管理を行う。

(イ) 危機発生時に迅速かつ的確な対応を図り、業務を円滑に行うため

に整備した緊急時における連絡網等の体制を維持する。

(2) コンプライアンスの推進

センターに対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

政府が示したガイドライン等を踏まえた不適正な経理処理事案等の再発防止対策を、必要に応じて見直しを行いつつ着実に推進する。

コンプライアンスの推進のため、内部統制監視委員会を半期に1回開催し、コンプライアンス推進計画を策定し着実に実行するとともに、審議結果を踏まえた指示及び情報等の周知徹底を行う。また、意識向上のための職員調査を実施し、同委員会に報告する。

業務運営の横断的な点検を行うため、監事又は監事の補助職員による内部監査を2年で一巡出来るよう概ね6か所実施する。

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備するとともに、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を実施することにより、職員の意識向上を図るとともに、職務能力を最大限発揮できる環境整備を実施する。また、必要に応じて人事評価制度の有効性を検証し、見直しを行う。

組織の活性化や業務の円滑な運営を図るため、また業務の高度化・専門化に対応するため、積極的に農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力、技術水準の維持・向上や資格を取得するための管理・事務関係研修、技術向上研修、安全衛生・施設管理関係研修等の計画的な実施、内部資格制度の活用等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を実施する。

(2) 役職員の給与水準等

中期目標管理法であることから、役職員の給与については、役員の内

業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

3 情報公開等の推進

(1) 情報公開

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

(2) 個人情報

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）や関係規程に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

4 情報セキュリティ対策の強化

(1) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策について、対策の実施状況及び外部専門家の指摘を踏まえつつ、P D C A サイクルにより必要に応じて対処体制、手順書等の見直しを行う。

(2) 情報セキュリティに関する教育・訓練

情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るため、新規採用時、研修会、情報セキュリティ監査等において、情報セキュリティに関する関係規程等の周知や教育、また、標的型攻撃メールに対する訓練を行う。

5 環境対策・安全管理の推進

(1) 環境対策の推進

ア 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づく化学物質、生物材料等の適正管理や必要な作業環境測定を実施するなどにより、良好な作業環境を維持する。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

に基づく特定事業者として、環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や各事業場が作成する業務効率化実施計画に基づいた実態に即した省エネ対策等を実施するなど、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、環境報告書を作成し公表する。

（2）安全管理の推進

ア 安全衛生施策の実施

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するため、年度当初に安全衛生施策を推進するための年間計画を策定し、計画に沿って安全衛生施策を実施する。

イ 緊急時の体制等

災害等による緊急時の連絡体制を整備するとともに、職員に周知する。

6 施設・設備の整備に関する計画

第4期中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性及び既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設・設備を計画的に整備・改修する。

年度	施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
2	畜舎及び附帯設備	151	施設整備費補助金

7 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。